

## 10. 認知症対策の推進について

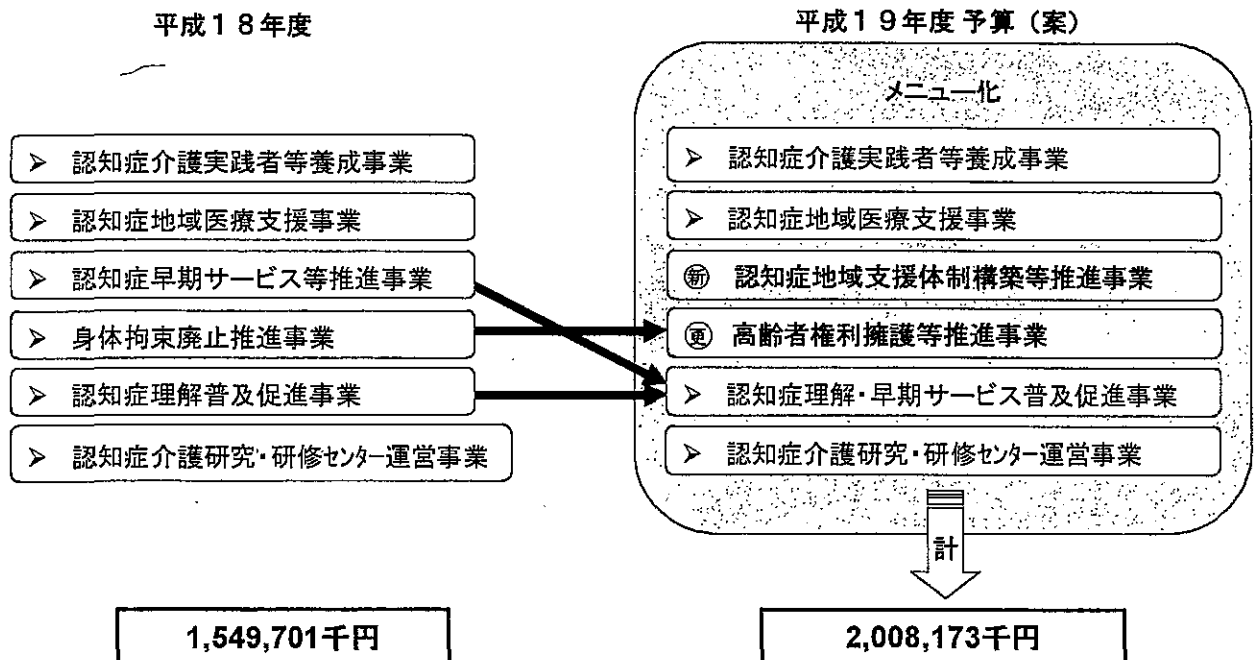
### (1) 認知症対策の総合的な推進について

平成19年度における認知症対策等総合支援事業は、地域における認知症の理解や早期サービスの普及を一体的に進めるため、認知症早期サービス等推進事業と認知症理解普及促進事業を「認知症理解・早期サービス普及推進事業」へと再編するとともに、新たに、地域における総合的な支援体制の構築・充実を図ることを目的とした「認知症地域支援体制構築等推進事業」を創設することとした。

また、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行を踏まえ、身体拘束廃止推進事業を「高齢者権利擁護等推進事業」へ見直しを行った。

(参考)

### 認知症対策等総合支援事業の再編



認知症対策等総合支援事業においては、「認知症地域支援体制構築等推進事業」及び「認知症介護研究・研修センター運営事業」を除く各事業について、各自治体の判断により事業の重点化を行うなどの取組を、より柔軟に支援することを目的として、メニュー化を行ったところであるので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、認知症関係施策は、関係部署が複数になることもあるので、密接な連携の下、各事業に対して積極的な取組をお願いしたい。

## ア 認知症地域支援体制構築等推進事業

実施主体：都道府県

予算案額：540,265千円

(1自治体当たり補助額 11,495千円程度)

(国 10/10)

地域において、認知症の本人と家族を支えるためには、認知症への対応（予防、早期発見、ケア等）を行うマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化して、相互に連携しながら有効な支援を行う体制を構築することが必要である。

本事業は、こうした観点から、各都道府県内にモデル地域を設定して、先駆的に支援体制を構築し、都道府県内の各地域にその成果を普及させることを目的とするものである。

### (ア) 推進会議の設置

推進会議は、本事業の円滑な実施及びその成果の普及等の役割を担うものとして実施主体が設置し、①下記イの事業を実施するモデル地域の取組状況の分析及び評価、②モデル地域の取組状況等の管内市町村への情報発信、③コーディネーター等モデル地域における関係者の活動の支援、④ウの事業の分析及び評価並びに普及等の業務を行う。

### (イ) モデル地域における地域支援体制構築事業

#### ① モデル地域の選定

本事業におけるモデル地域については、各都道府県における地域の実情に応じ、i 個々の市町村単位、ii 広域連合、iii 保健所単位、iv 2次保健医療圏単位などで設定されることを想定している。なお、各都道府県管内において円滑に支援体制を普及・拡大していくために必要と認める場合については、各都道府県の判断により、複数のモデル地域を選定することも可能である。

## ② 事業のコーディネーターの配置

コーディネーターは、地域包括支援センターや事業関係者と協力しながら、

i モデル地域の「地域資源マップ」の作成、ii モデル地域におけるネットワークの構築の推進及びネットワークが機能していくための調整等、iii モデル地域における地域包括支援センターや関係者に対する認知症に関する専門的助言等の業務を行う。

コーディネーターとしては、現に認知症の本人やその家族に対するサービスの提供等の支援をしている者であって、モデル地域内における認知症ケアのニーズや事業所等の状況を熟知している者を想定しており、各モデル地域の実情により、一人の者をあてること、複数の者によるチームを形成すること等も可能である。

## ③ 地域資源マップの作成

モデル地域における認知症に係る「地域資源」の情報を収集・整理した「地域資源マップ」を作成し、ホームページによる公開など、地域包括支援センターをはじめとして、地域資源マップに掲載された情報を地域住民に対して広く提供する。

なお、作成した地域資源マップは、事業の進行状況をモニタリングしながら、随時その更新を図るものとし、その都度、関係者に情報提供を行うものとする。

具体的な「地域資源」として、次に掲げるものその他地域の実情に応じて必要と判断されたものを想定している。

例) 認知症サポート医、かかりつけ医、認知症介護指導者、キャラバンメイト、認知症サポーター、介護保険施設、通所介護事業所、地域密着型サービス提供主体、民生委員、認知症の本人やその家族に対する支援団体、行政関係機関（警察・消防等）、司法関係機関、福祉に関するNPO・市民団体 等

「地域資源マップ」の作成の過程を通じて、掲載される関係者の役割について合意形成するとともに、関係者間のネットワークを形成する。

#### ④ 地域支援体制推進事業

本事業は、地域における関係者のネットワーク化により、認知症に係る地域包括支援センターの業務の支援など、地域における認知症に係る具体的な支援を実施するものである。

- ・ 認知症ケア等のサポート

地域包括支援センター等へ持ち込まれた認知症に関する相談、ケアプラン等について、コーディネーターが、専門的視点からの助言や関係者とのネットワーク作り等の支援等を行う。地域包括支援センターはコーディネーターと協力しながら、地域資源マップを活用して、必要に応じて適切なサービスへつなぐ等の支援を行う。

- ・ 徘徊SOSネットワークの構築

徘徊SOSネットワークの構築は、認知症に関係する事業者の有機的な繋がりの強化を図ることのみならず、警察や消防などの公的機関や、バス・タクシー会社など身近な生活に関わる事業者等の協力と参加を得ることにより、地域における重層的な認知症支援体制を整備する有効な手段の一つである。そのため、地域住民による徘徊SOSネットワークのサポーターの連絡網や立ち寄り所の整備等を行うとともに、模擬訓練などの実施により、関係者が有機的に連携する実効性のあるネットワークの構築を図る。

- ・ その他

モデル地域の創意工夫により、地域における関係者のネットワークを活かした事業を行う。

(例)

- ・ 「もの忘れ」相談の実施

住民を対象に、地域の医師会との連携の下、サポート医及びかかりつけ医が認知症に関する相談を受ける。

- ・ 認知症の人のネットワーク支援

モデル地域内において本人同士が直接交流する機会を設けることを通じ、社会参加への支援などを行う。

- ・見守りネットワーク

在宅の認知症の方や家族が地域において孤立しないよう、日々の声かけ等によりその状況やニーズを日常的に把握するため、関係者やボランティアによる見守りネットワークを構築し、運営する。

- ・センター方式を活用した事例検討会

コーディネーターが支援した事例に対する支援・対応事例等を参考とし、認知症高齢者ケアマネジメントセンター方式を用いた実践的な認知症ケアに関する検討会を行う。

(ウ) 認知症対応型サービスの取組事例の普及

管内の認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護を実施している事業所について、市町村や事業所団体との連携の下、適切なサービス提供を行っている事例、地域との連携が適切に行われている事例等の情報を収集し、それらの事例の中からモデルとなるような事例の抽出を行う。

モデル事例については、定期的な状況把握に努め、収集された情報を分析・評価し、その結果を事例として取りまとめ、管内の市町村及び事業所に対して情報提供を行う。

イ 高齢者権利擁護等推進事業（旧：身体拘束廃止推進事業）

実施主体：都道府県

予算案額：1,020,473千円の内数

(国1/2、県1/2)

本事業については、介護施設・サービス事業従事者に対する権利擁護意識の向上を図るとともに、各都道府県が、権利擁護に関する専門的相談・支援体制を整備する事業として実施するものであり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」の施行等を踏まえ、これまで実施してきた身体拘束廃止推進事業を改変し、高齢者の権利擁護の視点に立った事業として実施することとしたもの

である。

(ア) 介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業

身体拘束廃止推進事業において実施してきた研修事業については、現行の研修カリキュラムを、広く高齢者の権利擁護の視点から見直すこととしている。研修対象者その他の事項について変更はない。

- ・ 権利擁護推進員研修（対象者：施設長、看護師長、介護士長等）
- ・ 看護職員研修

⑧ (イ) 権利擁護相談支援事業

各都道府県内において、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門的相談・支援体制を整備するため、専門相談員を配置した相談窓口を設置するとともに、相談・支援事例の紹介・普及等を行うことにより、管内の権利擁護の取組みを推進するものである。

① 権利擁護相談窓口の設置

権利擁護相談窓口に配置する専門相談員は、弁護士、社会福祉士等の専門職を配置することとし、例えば次のような役割を担うことを想定している。

【専門相談員が担う役割のイメージ】

- 成年後見の手続きなど高齢者本人やその家族に対する専門相談への対応及び支援
- 虐待防止ネットワークの構築、虐待対応等における支援困難事例への対応など、高齢者虐待・権利擁護対応にかかわる市町村や地域包括支援センターへの助言及び支援など。

② 権利擁護に関する普及啓発

県内の権利擁護の取組を推進するため、シンポジウムや事例報告（検討）会等を開催する。

## ウ 継続事業について

実施主体：都道府県・指定都市  
予算案額：1,020,473千円の内数  
(国1/2、県市1/2)

### (ア) 認知症介護実践者等養成事業

標記事業で行われる研修のうち、認知症介護実践者研修については、特に平成18年4月1日以降、地域密着型サービスの指定基準において、認知症対応型共同生活事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の管理者及び計画作成担当者となる者に対し、当該研修の受講が義務付けられたところであり、受講希望者の増が想定されることから、平成18年3月13日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、研修機会の確保について配慮をお願いしたところである。

研修の機会の確保については、各研修の企画に当たり、管内の区市町村に対し受講者数の調査を行うなどにより、研修の早期実施や、研修の実施回数の拡大等の対応をお願いしてきたところであるが、事業所などより未だに受講の機会が少ないとの意見が、寄せられているような状況である。

各都道府県・指定都市におかれては、市町村との連携の下、再度管内の研修受講希望状況の把握に努めていただき、研修機会の確保について、特段の対応をお願いしたい。

なお、認知症介護実践者研修については、都道府県・指定都市が直接実施する研修のほか、全国規模の介護保険サービスの事業所団体が実施する研修（下記参照。）で、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日付老計発第0331007号老健局計画課長通知）にお示しした標準的なカリキュラムに基づき実施されているものとして、各都道府県・指定都市が認定した研修の修了者の活用等も含めた検討をお願いしたい。

(参考) 全国規模の介護保険サービスの事業所団体が実施する研修

- 特定非営利活動法人全国認知症グループホーム協会  
平成13年度から認知症介護実践者研修等を実施。
- 社団法人全国老人福祉施設協議会  
平成18年度から実施。

(イ) 認知症地域医療支援事業

本事業は、認知症サポート医及びかかりつけ医に対する研修事業を行うものであるが、平成18年度までの認知症サポート医の養成状況は下記のとおりとなっている。

平成18年度からスタートした、かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施状況については、別途実施状況についての報告をお願いする予定であるので、ご協力をお願いしたい。

なお、本事業により養成されたサポート医及びかかりつけ医研修受講者の情報については、普及啓発推進事業等を活用し、管内市町村と連携の下、地域包括支援センターに対する積極的な情報提供をお願いしたい。

平成19年度の認知症サポート医研修の詳細については、国立長寿医療センターより各都道府県・指定都市宛お知らせすることとしているが、現時点で下記のとおり予定しているところであるが、積極的な受講をお願いしたい。

また、かかりつけ医対応力向上研修の実施については、都道府県医師会と密接な連携により、積極的な実施をお願いしたい。

(参考) 平成18年度までの認知症サポート医養成研修受講状況

(単位:人)

北海道	5	石川県	7	岡山県	4	札幌市	3
青森県	6	福井県	4	広島県	2	仙台市	4
岩手県	6	山梨県	4	山口県	6	さいたま市	2
宮城県	3	長野県	1	徳島県	3	千葉市	4
秋田県		岐阜県	7	香川県	6	横浜市	7
山形県	3	静岡県	6	愛媛県	5	川崎市	3
福島県	7	愛知県	9	高知県	5	静岡市	
茨城県	3	三重県	6	福岡県		名古屋市	9
栃木県	3	滋賀県	8	佐賀県	2	京都市	2
群馬県	7	京都府	3	長崎県	8	大阪市	4
埼玉県	5	大阪府	4	熊本県	6	堺市	2
千葉県	9	兵庫県	7	大分県	2	神戸市	2
東京都	54	奈良県	4	宮崎県		広島市	5
神奈川県	4	和歌山県	5	鹿児島県	11	北九州市	3
新潟県	4	鳥取県	5	沖縄県		福岡市	
富山県	5	島根県	2				

※ 平成19年2月21日に開催される研修修了見込み者も含む



(参考) 平成19年度 認知症サポーター<sup>ト医</sup>養成研修日程 (案)

平成19年	6月23日(土)、24日(日)	札幌市
	9月8日(土)、9日(日)	福岡市
	10月20日(土)、21日(日)	東京都
	12月1日(土)、2日(日)	大阪市
平成20年	2月16日(土)、17日(日)	大府市

※ 上記日程は、現時点での予定であり、今後変更もあり得る。

(2) 「認知症サポーター養成100万人キャラバン」について

平成17年度から、「認知症を知り地域をつくる10カ年」の構想のもと、「認知症を知る1年」キャンペーン等の取組を実施してきたところである。これらの取組のうち、認知症サポーター養成100万人キャラバンの各都道府県における取組状況は巻末資料のとおりである。

認知症サポーターの養成を推進するためには、市町村における認知症サポーター養成講座に関する情報の提供、講座を実施するための場の提供等が必要である。各都道府県におかれては、市町村にこうした業務に携わる担当窓口の設置もしくは担当者の明確化等を働きかけるなど、特段の配慮をお願いしたい。

(3) 「センター方式」の普及について

「認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式（以下「センター方式」という。）」については、認知症介護研究・研修東京センター（以下「東京センター」という。）を中心として、その普及に努めてきたところであり、平成17年度より日本介護支援専門員協会と協力し、各都道府県においてセンター方式活用のための研修の開催や、その研修の指導者（講師役や活用助言役）となるセンター方式推進

員を養成してきたところである。

下記に、研修受講者の状況について示しているので、介護支援専門員の研修や認知症介護の研修の開催に当たっては、センター方式の普及並びに当該研修修了者の活用等について、ご配慮・ご協力をお願いしたい。

なお、現時点における各都道府県ごとの地域推進研修受講状況や平成19年度の東京センターで開催するセンター方式関連研修の開催予定等については、巻末資料及びいつどこネット (<http://www.itsu-doko.net/>) を参照されたい。